

令和2年9月29日

令和2年第3回神奈川県議会定例会

厚生常任委員会報告資料
(その1)

健康医療局

目 次

	ページ
1 神奈川県衛生研究所特定事業契約の変更について.....	1
2 新型コロナウイルス感染症について.....	3
3 「神奈川県保健医療救護計画」の改正案について.....	7
4 「神奈川県保健医療計画」の中間見直しの方向性について.....	8
5 ヘルスイノベーションスクール博士課程の設置について.....	10
6 「神奈川県国民健康保険運営方針」の改定素案について.....	11
7 「神奈川県食の安全・安心の確保推進条例」の一部改正について...	14
8 「神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例」の一部改正について.....	15
9 「食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例」の一部改正につ いて.....	16
10 「神奈川県動物愛護管理推進計画」の改定素案について.....	18

1 神奈川県衛生研究所特定事業契約の変更について

神奈川県衛生研究所（以下、「衛生研究所」という。）は、特定事業契約（いわゆるPFI契約）により施設の維持管理業務及び研究支援業務を行っているが、情報セキュリティの抜本的強化が求められる中、特定事業契約の変更を検討しており、その状況について令和2年3月の当常任委員会で報告するとともに、新型コロナウイルス感染症への対応によるスケジュールの見直しについて令和2年6月の当常任委員会で報告した。

当該特定事業契約の変更について、関係者協議会を令和2年9月4日付けで開催し、事業者と合意を得られたことから、その内容について報告する。

(1) 特定事業契約の概要

ア 契約に係る事業

建物等の改修、建設及び賃貸等並びに維持管理及び研究支援

イ 契約者

有限会社ピー・エフ・アイ・エム・シーワン

ウ 契約金額

(ア) 建物等の建設及び改修に関する費用

元金 57 億 899 万 9,100 円と元金に金利を乗じた額の合計。金利は、ロンドンにおける銀行間取引金利である6か月物円変動金利を、10年物円固定金利に交換する際の金利を基準金利とし、1.50%を上乗せするものとする。

なお、金利については貸借期間中10年毎に見直しを行う。

(イ) 維持管理及び研究支援に関する費用

平成15年度 4億7,565万円

平成16年度以降 前年度の維持管理及び研究支援に関する費用に改定率を乗じた額

エ 契約期間

平成13年3月21日から令和15年3月31日まで（32年間）

（上記のうち維持管理期間）

平成15年4月1日から令和15年3月31日まで（30年間）

(2) 特定事業契約の変更の理由

衛生研究所では、上記特定事業契約における研究支援業務の一部であり、パソコン等の機器の調達や業務用システムの整備等を行う「LAN・情報システム運用業務（以下、「システム業務」という。）」において、所属独自にパソコンの調達（以下、「所属調達」という。）やシステムの整備等を行っている。

一方で、パソコンの所属調達を継続することには、庁内の情報セキュリティの一元的な管理や職員向けの情報サービスの提供等に課題があるため、速やかに全庁一括で調達する共通利用パソコンへの切替や所内ネットワークの見直しが必要となっている。

(3) LAN・情報システム運用業務の主な業務内容

- ・ LAN設置、周辺機器の整備及び保守管理
- ・ イントラネットの構築、保守管理及び運用支援
- ・ 業務用システムの整備、保守管理及び運用支援

(4) 特定事業契約の変更内容

ア 変更する主な事業内容

特定事業契約からすべてのシステム業務を切り離し、県が直接パソコンの調達や業務用システムの整備及び運用・保守等を行う。また、特定事業契約の変更に併せて、システム業務で整備している業務用システムの一部見直しを行う。

加えて、ハードディスク盗難事案に係る全庁的な再発防止策を踏まえ、PFI契約で調達したハードディスクドライブを県が引き渡しを受け、県が直接ハードディスクドライブの処理を行う。

イ 特定事業契約における研究支援料の見直し

令和3年度～令和14年度 計：△6億700万円（概算）

※ 各年度の研究支援料については、前年度の研究支援料に契約で定める改定率を乗じた額とするため、令和2年度のシステム業務に係る研究支援料をもとに試算した額となります。

(参考) 県が直接パソコンやシステム等の調達を行う経費

令和2年度～令和14年度 計：4億6,766万円（概算）

※ 特定事業契約からの移行に係る経費（3,597万円）は、令和2年度当初予算で計上済み。

(5) 今後のスケジュール（予定）

令和2年 10月	特定事業契約の変更に係る仮契約の締結
11月	令和2年第3回神奈川県議会定例会に特定事業契約の変更議案の提出
令和3年 3月	共通利用パソコンの導入及びシステムの移行等
4月1日	特定事業契約に係る変更契約の施行

2 新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルス感染症について、これまでの対応状況等を報告する。

(1) 感染者の発生状況

9月23日時点で、県内における感染者は、クルーズ船における感染者等を除き、6,452名となっている。

県内の症状別の発生状況（9月23日現在）

入院 301名	重症	中等症	軽症・無症状	宿泊施設療養 127名	自宅療養 120名	死亡 136名
	30名	228名	43名			

(2) 医療提供体制等

感染拡大に備え、「モニタリング指標（別紙）」に基づきモニタリングを行い、患者の増加傾向等の推移を踏まえて感染状況のステージを総合的に判断する。

医療提供体制については、感染状況がステージⅢに移行することが見込まれる段階で、医療機関に対して病床拡大の要請を検討するとともに、病床拡大を要請した場合は、2週間以内に必要な即応病床数を確保する。

ア 病床の確保状況（9月23日現在）

	対象	即応病床数	即応病床数 (拡大時)	確保病床数
高度医療機関	重症 (人工呼吸器等が必要)	40	100	200
重点医療機関	中等症 (酸素吸入等が必要)	260	550	1,739
重点医療機関 協力病院	疑似症、軽症等	350	450	
計		650	1,100	1,939

イ 宿泊療養施設

(ア) 現在の体制（9月23日現在）

区分	室数・床数	利用者数
湘南国際村センター	95	39人
アパホテル<横浜関内>	451	3人
横浜市宿泊療養施設	163	15人
相模原宿泊療養施設	40	14人
横浜伊勢佐木町ワシントンホテル	399	37人
レンブラントスタイル本厚木	162	19人
合計	1,592	127人

※横浜市宿泊療養施設は200床確保しているが、現在の利用可能数は163床となっている。

(イ) 新たな宿泊療養施設の設置

無症状、軽症の方に療養いただくための新たな宿泊療養施設について9月14日より、順次、感染状況に応じて利用開始している。

名称	室数・床数	開始予定日
横浜伊勢佐木町ワシントンホテル(横浜市)	399	9月14日
レンブラントスタイル本厚木(厚木市)	162	9月14日
パークインホテルアツギ(厚木市)	282	未定

※各施設の利用可能室数については今後ゾーニングなどを行い決定する。

(3) 検査体制

検体採取及び検査能力の両面について、順次、拡充を図っている。

ア 検体採取(9月18日時点)

帰国者・接触者外来	63 か所
検査協力医療機関	1,247 か所
地域外来・検査センター	26 か所

イ 検査能力(PCR等検査)

区分	検査能力	備考
県・市衛生研究所	約 700 件	県・6保健所設置市の検査能力の合計
民間検査機関	約 3,500 件	
医療機関	約 2,148 件	
合計	約 6,348 件	

ウ 検査の実施状況(9月23日現在延人数)

区分	人数	備考
県・市衛生研究所	30,283 人	県・5市衛生研究所の合計
検査センター・医療機関等	113,909 人	検査センターから民間機関に委託された検査を含む
合計	144,192 人	

(直近の実施状況)

	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日
検査人数(人)	2,222	1,871	1,257	546	406	401	1,084
新規陽性患者数	62.3	61.7	61.7	62.7	63.4	61.4	48.6
陽性率(%)	4.26%	4.15%	4.06%	4.06%	4.31%	4.97%	4.37%

※検査人数：地方衛生研究所、検査センター等で実施したPCR等検査人数を計上

※新規陽性患者数：全体の傾向を見る趣旨から、過去7日間の移動平均値として算出

※検査陽性率：1週間の公表された患者数を地方衛生研究所、検査センター等で実施したPCR・抗原検査の1週間の人数で除したもの

(4) 今後の取組み

ア 感染症防止対策研修の実施

主として医療機関、福祉施設の従事者を対象として、既存の予算の範囲内で、県が委託した機関が感染予防講習を行う「感染症防止対策研修」の実施に向けて調整している。

イ インフルエンザ対応

新型コロナウイルス感染症への対応が長期化する中で、季節性インフルエンザとの同時流行は、医療提供体制に与える影響が大きいことから、発熱患者を受け入れる医療機関の確保、検査体制の拡充を進める。

さらに、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの重症化リスクの高い高齢者の予防接種に係る費用について市町村に対し補助することで、インフルエンザワクチンの接種促進などの取組みを進めていく。

ウ 不安を抱える妊婦への分娩前新型コロナウイルス感染症検査事業

新型コロナウイルス感染症に対する妊婦の不安解消のための支援の一環として、分娩前の新型コロナウイルスの検査を行う。妊婦の利便性と安全のため、可能な限りかかりつけ産婦人科で検査を実施。9月下旬より、検査可能な産婦人科と順次委託契約を行う。

また、検査結果が陽性になった妊婦に対しては、退院後、助産師が、訪問及びビデオ通話で新型コロナウイルスへの感染に伴う育児不安の解消など寄り添った支援を実施する。

モニタリング指標

以下の指標は目安であり、これらの指標をもって機械的に判断するのではなく、患者の増加傾向等の推移を踏まえて総合的に判断する。

	医療体制等の負荷		監視 体制	感染の状況			クラスター の発生状況	
	①病床のひっ迫 度具合			②療養 者数	③ PCR 陽性 率	④新規報 告数		⑤直近一 週間と先 週一週間 の比較
	病床 全体	内重症 患者用						
ステ ー ジ Ⅲ の 指 標	最大確 保病床 の占有 率20% 以上 (388 床)	最大確 保病床 の占有 率 20% 以上 (40 床)	人口 10 万人当 たり全 療養者 数 15 人以上 (1,383 人)	10%	15 人 /10 万人 週以上 (1,383 人)	直近一週 間が先週 一週間よ り多い。	50%	—
ステ ー ジ Ⅳ の 指 標	最大確 保病床 の占有 率50% 以上 (970 床)	最大確 保病床 の占有 率50% 以上 (100 床)	人口10 万人当 たり全 療養者 数25人 以上 (2,304 人)	10%	25人/10 万人/週 以上 (2,304 人)	直近一週 間が先週 一週間よ り多い。	50%	—

参考：各都道府県で今後想定される感染状況

ステージⅠ：感染者の散発的発生及び医療提供体制に特段の支障がない段階

ステージⅡ：感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階

ステージⅢ：感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階

ステージⅣ：爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階

(出典：新型コロナウイルス感染症対策分科会提言)

3 「神奈川県保健医療救護計画」の改正案について

「神奈川県保健医療救護計画」について、一部改正案を作成したので、報告する。

(1) 改正の概要

ア 改正の趣旨

原子力災害時に専門的医療等を提供する「原子力災害拠点病院」の指定及び県の組織再編を反映させるため、所要の改正を行う。

イ 計画の位置付け

災害対策基本法に基づき作成された「神奈川県地域防災計画」の保健医療救護に係る個別計画である。

ウ 改正の内容

(ア) 原子力災害拠点病院の指定

原子力災害対策指針（原子力規制委員会）に基づき、令和2年8月に学校法人北里研究所北里大学病院を「原子力災害拠点病院」として指定したため、本計画について所要の改正を行う。

(イ) 組織再編の反映

令和2年8月に健康医療局医療危機対策本部室が新たに設置されたため、本計画について所要の改正を行う。

(2) 今後のスケジュール（予定）

令和2年10月 計画改正、公表

<別添参考資料>

- ・参考資料1 「神奈川県保健医療救護計画」改正案
- ・参考資料2 「神奈川県保健医療救護計画」改正案 新旧対照表

4 「神奈川県保健医療計画」の中間見直しの方向性について

医療法に基づく法定計画として策定した「第7次神奈川県保健医療計画（平成30年度～令和5年度）」について、本年度は計画策定から3年目のため、中間見直しを実施する時期となっていることから、計画の中間見直しの方向性を報告する。

(1) 第7次神奈川県保健医療計画策定時における本県の方針について

- 在宅医療その他必要な事項については、3年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要がある場合は変更することとされている。（医療法第30条の6）
- 併せて、計画期間の中間年である令和2（2020）年に基準病床数の見直しを検討することとし、その間、増加する医療需要に対して各医療機関が病床利用率を上げる努力をした結果や、地域医療構想調整会議を通じた適切な役割分担の進捗状況を検証し、改めてその時点で医療需要の将来推計と比較して令和2（2020）年以降増床することの必要性について判断する。

(2) 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた対応について

- 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、厚生労働省は令和2年5月12日付けで、「見直しの議論を令和2（2020）年度内に終えることができず、見直し後の医療計画の適用が、令和4年度以降となったとしても差し支えないものとする」と都道府県に通知した。
- 他方、今年度改定予定の介護保険事業（支援）計画については、同省から特に改定時期の変更について通知されていないため、当該計画との整合性を図ることが必要。
- 新型コロナウイルス感染症への対応を最優先としながら、見直し時期や内容の検討を行った。

(3) 中間見直しの方向性について

- 計画策定時における方針も踏まえつつ、見直し時期や内容を検討したところ、次の方向性とするについて、令和2年7～9月開催の第1回神奈川県保健医療計画推進会議及び地域医療構想調整会議（地区保健医療福祉推進会議）において協議を行い、了承を得た。
 - ・ 令和2年度中に中間見直しを行う。
 - ・ 見直し項目については、市町村介護保険事業計画及び「かながわ高齢者保健福祉計画」（介護保険事業支援計画）との整合性を図りつつ、必要最小限の項目に絞り込みを行う。
 - ・ 基準病床数の見直しについては、その要否を含め、全地域で検討する。
- なお、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた計画の見直しについては、適切な時期に成果や課題を検証し、関連計画の見直しと調和を図りながら、盛り込むべき内容を精査していく。

(4) 今後のスケジュール（予定）

時期	会議等	内容
9月	第2回保健医療計画推進会議	素案の協議・検討
10月	県医療審議会	
11～12月	第2回地域医療構想調整会議	
11～12月	第3回定例会（常任報告）	素案を報告
12～1月	パブリックコメント募集	素案を基に意見募集
1～2月	第3回地域医療構想調整会議	案の協議・検討
2～3月	第3回保健医療計画推進会議	
2～3月	第1回定例会（常任報告）	案を報告
3月	県医療審議会	
4月1日	中間見直しを公表	

※新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、変更する可能性あり

5 ヘルスイノベーションスクール博士課程の設置について

令和2年6月に報告した県立保健福祉大学大学院ヘルスイノベーション研究科の博士課程設置について、進捗状況を報告する。

(1) 博士課程の特色

起業家精神を持ち、公衆衛生の視点による科学的根拠に基づいたアプローチによって社会変革に意を尽くし、未来を牽引することができる国際的高度専門人材養成を行う。

(2) 設置に係る国への申請内容

- ・ **入学定員**
1 学年 2 名（修業年数：3 年）
- ・ **学位**
博士（公衆衛生学） Ph.D. (Doctor of Philosophy)
- ・ **養成する人材像**
研究・産業・保健医療提供・行政などそれぞれの領域において、保健医療の向上を担う国際的高度専門人材としてリーダーシップを発揮できる人材を育成する。
- ・ **教育内容**
公衆衛生学の基本 5 領域（疫学・生物統計学・社会行動科学・環境保健学・保健医療管理学）に加え、世界における保健医療課題に関する科目などを配置する。

(3) スケジュール

令和2年	3月17日	文部科学省に対し設置認可申請
	<u>10月以降</u>	認可（予定）
	<u>12月以降</u>	学生募集、選考試験実施（予定）
令和3年	4月	開設（予定）

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により審査が遅延しているため、最短8月末であった認可予定が遅れる見通し

6 「神奈川県国民健康保険運営方針」の改定素案について

平成29年9月に国民健康保険法（以下「国保法」という。）に基づき策定した「神奈川県国民健康保険運営方針（以下「国保運営方針」という。）（平成30年度から令和2年度）」について、改定素案を作成したので報告する。

(1) これまでの経緯

令和元年5月	国保運営方針連携会議に位置付ける国民健康保険協議会において、県・市町村で協議。（12回開催）
～令和2年7月	
令和2年5月	国より「都道府県国民健康保険運営方針策定要領（令和2年改訂）」（以下、「国ガイドライン」という。）提示。
令和2年6月	令和2年第2回定例会厚生常任委員会に見直しについて報告
令和2年7月	国保法第82条の2第6項に基づく市町村への意見聴取を実施

(2) 改定の概要

ア 改定の趣旨

国保法第82条の2の規定に基づき定めた国保運営方針（平成30年度～令和2年度）に基づく国民健康保険（以下「国保」という。）の運営状況等を踏まえ、新たな方針の策定を行う。

イ 方針の性格

平成30年4月から都道府県は国保事業の財政運営の責任主体となったことに伴い、県と市町村が共通認識の下で財政運営を行うとともに、各市町村が行う事業の広域化や効率化を推進できるよう、県内の統一的な運営方針を定めるものである。

ウ 対象期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間とする。

エ 改定の考え方とポイント

(ア) 考え方

- ・ 制度改正後の国保事業の運営が概ね順調に実施されていることを踏まえ、引き続き財政運営の安定化を図りつつ、更なる事業の広域化や効率化の推進を図る。

- ・ 制度改正後の事業進捗状況を踏まえ、市町村と協議を行ったうえで、令和2年7月、国保法第82条の2第6項の規定に基づき市町村長の意見を求めた。
- ・ 被保険者代表、有識者、関係団体等からなる神奈川県国民健康保険運営協議会（以下「県国保運営協議会」という。）に意見を求める。

(イ) ポイント

- ・ 市町村における一般会計からの法定外繰入等の解消期限を原則として令和5年度とした。
- ・ 本方針の対象期間（令和3～5年度）において、財政運営の健全化や将来的な保険料水準の統一に向けた主な課題（医療費水準、保険料算定方法、各市町村の取組）について、市町村と協議を行い、統一化に向けた具体的な取組みとロードマップを作成することとした。
- ・ 県による市町村の保健事業及び医療費適正化等取組支援を強化し、県全体の水準の更なる底上げを図ることとした。

(3) 改定素案に対する市町村への照会結果

ア 提出された意見の概要・意見の反映状況

(ア) 意見件数

2件（2市町村）

(イ) 意見の概要と対応

提出された意見	意見の反映状況
<p>新型コロナウイルス感染症の影響が不透明なため、法定外繰入金 の解消については、各市町村の実 情を考慮するよう要望する。</p>	<p>原則として解消期限は定める が、各市町村の実情を踏まえ、 個別に対応することも併記し た。</p>
<p>糖尿病の重症化予防に関する取 組について、自治体全体で取組む 必要があることから、部局間を超 えた庁内連携により推進すべき課 題であるという表現となるよう要 望する。</p>	<p>市町村の取組について、国保 部門だけでなく、健康増進部門 など、関係部門と連携して取組 を進めるという表現を追記し た。</p>

(4) 改定素案の内容

ア 本方針の主な内容

(ア) 国保医療費及び財政の見直し

各種データの見直し及び更新を行うにあたり項目を整理するとともに、市町村の意見及び国ガイドライン等を踏まえ記載を見直した。

(イ) 保険料(税)の標準的な算定方法等について

各種データの見直し及び更新を行うにあたり項目を整理するとともに、市町村の意見及び国ガイドライン等を踏まえ記載を見直した。

(ロ) 保険料(税)の徴収の適正な実施について

保険料(税)の収納率目標の達成状況や市町村の意見、国ガイドライン等を踏まえ記載を見直した。

(ハ) 保険給付の適正な実施について

診療報酬明細書(レセプト)点検による不正請求への対応や過誤調整、療養費の支給適正化、第三者求償事務など保険給付の適正な実施の現状や市町村の意見、国ガイドライン等を踏まえ記載を見直した。

(ニ) 医療費適正化に関する取組について

特定健診・特定保健指導、重複頻回受診指導、糖尿病性腎症重症化予防や後発医薬品の普及促進など、医療費適正化に関する取組の進捗状況や市町村の意見、国ガイドライン等を踏まえ記載を見直した。

(ホ) 国保事務の広域的及び効率的な運営の推進について

更なる広域化及び効率化を図るため、事務処理の標準化や共同事業について市町村の意見及び国ガイドライン等を踏まえ記載を見直した。

(5) 今後のスケジュール(予定)

令和2年8～11月 県国保運営協議会にて案を議論

12月 県議会定例会に案を報告

12月 県国保運営協議会へ諮問・答申

12月末 国保運営方針の策定

令和3年1月 令和3年度国保事業費納付金額を市町村に通知

<別添参考資料>

- ・参考資料3 「神奈川県国民健康保険運営方針」素案
(令和3年度～令和5年度)

7 「神奈川県食の安全・安心の確保推進条例」の一部改正について

平成30年6月に食品衛生法が改正され、営業届出制度及び食品リコール情報の報告制度が創設された。また、同年12月に食品表示法が改正され、食品衛生法と同様に、食品リコール情報の報告制度が創設された。これらを踏まえ、「神奈川県食の安全・安心の確保推進条例」（以下「条例」という。）について所要の改正を行うこととしたので報告する。

(1) これまでの経過

平成30年6月	改正食品衛生法公布※
12月	改正食品表示法公布
令和元年10月	改正食品衛生法政令公布
12月	内閣府令・厚生労働省令（共同命令）

※ 改正食品衛生法の概要

項目	施行
①広域的な食中毒事案への対策強化	H31.4
②HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理の制度化	R2.6
③特別の注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害情報の収集	R2.6
④国際整合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備	R2.6
⑤営業許可制度の見直し、 営業届出制度の創設	R3.6
⑥ 食品リコール情報の報告制度の創設	R3.6

(2) 改正の概要

- ・ 条例で規定する食品等の自主回収の報告制度について、食品衛生法及び食品表示法の改正により創設された食品リコール情報の報告制度と重複するため、削除する。
- ・ 条例で規定する食品等輸入事務所等の届出について、食品衛生法の改正により創設された営業届出制度の対象外となったため、削除する。
- ・ その他所要の規定の整備を行う。

(3) 今後のスケジュール（予定）

令和2年11月	第3回定例会に条例改正議案を提出
12月	改正条例の公布
令和3年6月	改正条例の施行

8 「神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例」の一部改正について

平成30年6月に食品衛生法が改正され、厚生労働省令で定める公衆衛生上必要な措置の基準等に、ふぐの処理に関する規定が新たに設けられたこと等を踏まえ、「神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例」（以下「条例」という。）について所要の改正を行うこととしたので報告する。

(1) これまでの経過

平成30年6月	改正食品衛生法公布
令和元年11月	「食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令」公布 (公衆衛生上必要な措置の基準)
12月	「食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令」公布 (施設基準)

(2) 改正の概要

- ・ 現行条例では、ふぐ包丁師以外の者は、ふぐの取扱いに従事できないが、新たに、ふぐ包丁師の立会いの下にその指示を受けて他の者がふぐの取扱いに従事できることを規定する。
- ・ 営業者の義務として、ふぐを凍結する場合に急速冷凍設備を使用して行うことなどを新たに規定する。
- ・ ふぐ包丁師、営業者及びふぐ加工製品取扱者の義務等の規定を明確化する。
- ・ その他所要の規定の整備を行う。

(3) 今後のスケジュール（予定）

令和2年11月	第3回定例会に条例改正議案を提出
12月	改正条例の公布
令和3年6月	改正条例の施行

9 「食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例」の一部改正について

平成30年6月に食品衛生法が改正され、営業許可業種の見直しが行われ、厚生労働省令において、営業許可業種の施設につき、都道府県が条例制定に当たり参酌する基準が規定されたこと等を踏まえ、「食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例」（以下「条例」という。）について所要の改正を行うこととしたので報告する。

(1) これまでの経過

平成30年6月	改正食品衛生法公布※
令和元年10月	改正食品衛生法政令公布
12月	「食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令」公布
令和2年3月	食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例改正（令和2年6月施行部分：HACCPに沿った衛生管理の制度化）

※ 改正食品衛生法の概要

項目	施行
①広域的な食中毒事案への対策強化	H31.4
②HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理の制度化	R2.6
③特別の注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害情報の収集	R2.6
④国際整合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備	R2.6
⑤営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設	R3.6
⑥食品リコール情報の報告制度の創設	R3.6

(2) 改正の概要

- ・ 営業許可業種の施設につき、各業種に共通の施設基準、業種ごとの施設基準等を整理する。
- ・ 屋台等の簡易な施設での臨時営業を対象とした施設基準を新たに設定する。
- ・ 営業許可申請手数料について、営業許可業種の見直しに伴い、整理する。併せて、現に営業の許可を受けて営業を営んでいる者が当該営業許可の有効期間満了に際し、引き続き同一の営業の許可を受けようとする場合の手数料を見直す。
- ・ その他所要の規定の整備を行う。

(3) 今後のスケジュール（予定）

令和2年11月 第3回定例会に条例改正議案を提出

12月 改正条例の公布

令和3年6月 改正条例の施行

10 「神奈川県動物愛護管理推進計画」の改定素案について

平成 26 年 3 月に策定した「神奈川県動物愛護管理推進計画（平成 26 年度～平成 35 年度）」について、「動物の愛護及び管理に関する法律」（以下「法」という。）の改正等を踏まえ、計画を見直し、今般、改定素案を作成したので報告する。

(1) これまでの経過

- 令和元年 6 月 法の改正
- 令和 2 年 4 月 「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）の改正
- 7 月 神奈川県・保健所設置市動物愛護管理推進会議で協議
- 8 月 神奈川県動物愛護管理推進協議会で協議

(2) 改定の概要

ア 改定の考え方

これまでの県及び保健所設置六市の施策の取組状況や動物を取り巻く状況の変化を踏まえ、令和元年の法改正や、令和 2 年に改正された基本指針に沿って、計画を改定する。

イ 計画の性格

法第 6 条第 1 項に基づく計画である。

ウ 計画期間

令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間とする。

エ 対象区域

県内全市町村とする。

オ 数値指標

< 5 年後及び 10 年後の数値指標 >

項目	数値指標		R 1 年度実績
	5 年後 (R 7 年度)	10 年後 (R 12 年度)	
犬・猫の引取り数	25%の減少	50%の減少	2, 180 頭
犬の返還・譲渡率	97%に増加	98%に増加	95. 4 %
猫の返還・譲渡率	90%に増加	95%に増加	86. 9 %
犬・猫の致死処分数	15%の減少	25%の減少	363 頭
譲渡可能犬・猫の致死処分数	0 頭	0 頭	0 頭

(3) 改定計画素案の構成

ア 動物愛護管理推進計画改定の考え方

(ア) これまでの取組と改定の趣旨

(イ) 計画期間

イ 計画の施策展開

(ア) 施策展開の視点

(イ) 視点を踏まえた施策

(ウ) 計画の主体とその役割

ウ 施策別取組

(ア) 動物愛護管理に関する普及啓発

(イ) 動物の引取り数減少への取組

(ウ) 動物の返還・譲渡の推進

(エ) 所有明示の推進

(オ) 動物による危害や迷惑の防止

(カ) 遺棄・虐待防止の取組

(キ) 動物取扱業の適正化

(ク) 実験動物及び産業動物の適正な取扱いの推進

(ケ) 人と動物の共通感染症への取組

(コ) 災害対策

(サ) 人材育成

エ 計画の推進

(ア) 計画の周知

(イ) 市町村との連携の推進

(ウ) 関係団体等との連携の推進

(エ) 県及び保健所設置六市の取組

(オ) 県民の意見反映

(カ) 施策の進捗状況の検証と計画の見直し

(4) 今後のスケジュール（予定）

令和2年10月	改定素案に対するパブリック・コメントの実施
12月	神奈川県・保健所設置市動物愛護管理推進会議で協議
令和3年1月	神奈川県動物愛護管理推進協議会で協議
2月	第1回定例会厚生常任委員会に改定計画案を報告
3月	改定計画の決定

<別添参考資料>

- ・参考資料4 「神奈川県動物愛護管理推進計画」改定素案
(令和3年度～令和12年度)